**広報しちがはま　暮らしアラカルト　掲載依頼書**

令和　　　年　　　月　　　日

※掲載依頼所の受付期間は、掲載希望月の前々月の15日までとします。ただし、15日が土日祝日の場合は、その前の開庁日とさせていただきます。

※枠内は、全項目、必ず記載してください。チラシ、パンフレットやメモのみでの掲載依頼は受付をお断りいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **掲載希望月**  ※休載などにより掲載できない場合があります。 | **令和　　年　　月号** | 掲載希望月に、記事を掲載できなかった場合、翌月への掲載を希望しますか | **する ・ しない**  どちらかに○をしてください。 |
| **コーナー** | □募集　　　□催事 | | |
| **タイトル** | ※20文字程度になります。(例：絵画サークル会員募集) | | |
| **開催日**  **時　間** | 年　　月　　日(　　)開催／毎週　　曜日開催／毎月第　　曜日開催  　　　年　　月　　日(　　)～　　年　　月　　日(　　)開催(全　　回)  その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  午前・午後　　　時　　　分　～　午前・午後　　　時　　　分 | | |
| **会場・場所** |  | | |
| **費　用** | □無料　　□有料(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  ※参加費、会費など種別を記入してください。  年額・月額・日額・1回　　　　　　円  (費用の内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | |
| **申込・問い**  **合わせ先** | 名称・氏名：  TEL(必須)：　　　　　　　　　　　　FAX(任意)：  Eメール(任意)： | | |
| 補足事項  (内容・前文等) | ※30文字程度。紙面の関係から、掲載できない場合もあります。 | | |
| **連絡先**  ※平日の日中に連絡が取れる電話番号 | 〒　　　　　住所：  名称・氏名：  TEL：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  Eメール | | |

提出先：七ヶ浜町政策課情報政策係

９８５－８５７７　宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺５－１

TEL：022－357-2117　FAX022－357-5744

**広報しちがはま　暮らしアラカルト　掲載依頼書**

**１趣旨**

　この基準は、町民又は各種団体が実施する事業内容等を広報しちがはま「暮らしアラカルト」欄に掲載する基準を明確にすることにより、広報の公平性を確保することを目的として定めるものです。

**２「暮らしアラカルト」の役割**

　町民の情報交流を図り、町民活動の活性化を支援するため「暮らしアラカルト」を設けます。

**３掲載内容（各項目に該当しない場合、行頭「□」にチェックマークを記載願います。）**

　情報内容は、七ヶ浜町民を対象に実施する非営利で、公益的な事業等の情報に限ります。ただし、次に該当する事業等は掲載しません。

□人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

□営利を目的とするもの

　ア．主催者が講師を務め、会費の中から講師謝金を受け取っている教室・体験講座など

　イ．会費の合計が、会場借り上げ費・材料費・資料代などの必要経費よりも高額になるもの

□他を誹謗中傷または排斥するもの

□町事業の運営に支障をきたすもの

□宗教的、政治的、又は選挙活動となるもの

□非科学的または迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

□社会的に不適切なもの

□「広報しちがはま　暮らしアラカルト　掲載依頼書」(以下、「掲載依頼書」とする)を使用せずに掲載依頼のあったもの

□同一内容で、過去6カ月以内に掲載したもの

□同一主催者の事業等で、過去3カ月以内に掲載したもの

□対象が特定の者または地域に限定されるもの

□会場が個人宅のもの

□掲載内容が知的財産権(特許権、著作権、商標権など)を侵害するもの

編集時に掲載することが不適当と判断されたもの

**４掲載依頼**

　(1)掲載依頼書の受付期間は、掲載希望月の前々月の15日までとします。ただし、15日が土日祝日の場合は、その前の開庁日とさせていただきます。

　(2)掲載依頼は、掲載依頼書に必要事項を記入の上、政策課情報政策係宛てに直接、郵送またはFAXまたはEメールにより提出してください。

(3)広報誌の発行日は、発行月の1日(1日が土日祝日の場合は前週の金曜日)となり、配布に数日かかる場合があります。それらを考慮して掲載希望月を指定願います。

**５了解事項（了承いただいた場合、行頭「□」にチェックマークを記載願います。）**

□(1)原稿の編集は、掲載依頼書の内容をもとに情報政策係が行い、必要に応じて軸等を広報用に統一します。

□(2)掲載希望が多い場合には、次の項目により順位を決定し、上位の記事を掲載します。

　　ア．町内在住者からの依頼であるもの

　　イ．参加費、会費などが無料であるもの

　　ウ．開催場所、活動場所が町内であるもの

□(3)必要あると認められるときは、掲載希望団体の活動目的や収支等を確認できる資料の提出を求める場合があります。

□(4)掲載記事の内容については、町は責任を負いません。

□(5)掲載依頼書に虚偽のあった場合、その後の掲載をお断りします。

□(6)掲載記事については、町ホームページでも公開されますので、ご了承ください。

**※上記、行頭「□」に一項目でもチェックマークが付記されない場合は、「暮らしアラカルト」への掲載はできません。**

上記、広報しちがはま「暮らしアラカルトコーナー」掲載基準について、内容を確認し、了解しました。

代表者署名